

○人身安全関連事案の被害者等の一時避難に係る公費負担の運用要領について(例規
通達)

平成27年6月29日

佐本生企発第489号

改正 平成29年3月17日佐本務発第256号

改正 令和6年3月29日佐本人少第113号

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、児童・高齢者・障害者虐待事案等の人身の安全を早急に確保する必要が認められる事案(以下「人身安全関連事案」という。)の被害者、被害者の親族、知人等(以下「被害者等」という。)の一時避難に係る公費負担の要領について、下記のとおり定めたので、その運用に誤りのないようにされたい。

記

1 趣旨

人身安全関連事案への対応に当たっては、その危険性・切迫性に応じて、被害者等の生命・身体 of 安全確保のための措置を最優先に講じる必要があるが、一方で、この種事案の被害者等は、その置かれた状況や経済的負担を理由に、避難をちゅうちょする例が見受けられる。そこで、危険性・切迫性が高いと認められる事案の被害者等に対し、ホテル等の宿泊施設への一時避難に伴う費用について公費で負担する措置を講ずることにより、被害の未然防止・拡大防止を図るものである。

2 公費負担の対象者

公費負担の対象者は、人身安全関連事案の被害者等のうち、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 危険性・切迫性が高いと認められる事案の被害者等
- (2) 公的施設、親類・知人宅等(以下「公的施設等」という。)に避難することが困難であると認められる被害者等
- (3) 警察署長が一時避難させる必要があると認める被害者等

3 公費負担の対象となる宿泊期間

被害者等の安全を確保するための一時避難として妥当と認められる期間(おおむね3日以内)とする。ただし、やむを得ない理由がある場合で、警察署長が必要と認めるときは、生活安全部人身安全・少年課長(以下「人身安全・少年課長」という。)と協議の上、延長することができる。

4 公費負担の額

宿泊施設の利用に要した額とし、飲食費等その他の経費は除く。

5 公費負担の認定

2の対象者を認知した警察署の生活安全課長（生活安全・刑事課長を含む。）は、人身安全・少年課と事前協議の上、別記様式「人身安全関連事案の被害者等の一時避難に係る経費支出伺」により、警察署長の承認を受けるものとする。

6 支出手続

警察署長は、支出の承認を行ったときは、宿泊施設から一時避難前に見積書を、一時避難終了後に請求書を徴し、支出手続を行うものとする。

7 運用上の留意事項

- (1) 本制度は、被害者等の安全を確保するために緊急・一時的に被害者等を避難させるものであり、公的施設等に避難することができない場合に実施する措置である。したがって、まずは公的施設等の利用について被害者等に対して打診して検討するものとし、それでもなお、公的施設等の利用が困難である場合に限り、本制度の措置を講ずること。
- (2) 宿泊施設については、被害者等の安全確保に適合した設備が整っている施設を選定すること。
- (3) 宿泊施設の利用料金は、被害者等に公費を交付して被害者等が直接支払ったり、被害者等が立て替えて支払い、後日、警察が被害者等に公費を交付するのではなく、警察が宿泊施設へ直接支払いするなどの方法により、適正な執行を確保すること。
- (4) 本制度の措置を講ずる被害者等の氏名等の個人情報や、宿泊施設の名称・場所等の一時避難に係る事項の保密の徹底に配意すること。
- (5) 被害者等を宿泊施設へ一時避難させる場合は、被害者等に対し、別添「一時避難に伴う公費負担の援助を受けられる方へ」を交付し、外出時における防犯指導及び緊急時の連絡先の教示を行うなど、被害者等が更なる被害を受けることがないようにするとともに、当該宿泊施設と緊密に連携を図り、被害者等の安全対策に万全を期すこと。

別記様式

人身安全関連事案の被害者等の一時避難に係る経費支出伺

支出伺年月日	年 月 日	
事 案 名		
事 案 の 概 要		
一時避難場所 確保の必要性		
一時避難措置 対 象 者	住 所 : 氏 名 : 生年月日 : 年 月 日生(男・女) 被害者との関係 : 本人・その他() 上記以外の対象者 : 人(続柄)	
利 用 施 設	所 在 地	
	施 設 名	電話
利用予定日数	日	
支出予定額	円	
本 件 担 当	氏名 :	警電番号 :
備 考		

注 : 「一時避難場所確保の必要性」には、事案の危険性・切迫性、公的施設及び親戚・知人宅等への避難が困難な状況を記載すること。

別添

一時避難に伴う公費負担の援助を受けられる方へ

一時避難中は、次の点に留意していただくようお願いします。

- 1 客室の施錠は確実に行ってください。
- 2 避難中は、たとえ親族であっても用件のない方への連絡は控えることとし、特に宿泊施設については、できる限り秘密にしてください。
また、加害者やその関係者には絶対に連絡をとらないようにしてください。
- 3 加害者から連絡があった場合は、これに応じることなく、直ちに下記警察署に連絡してください。
- 4 公費負担の対象となる料金は、宿泊料(いわゆる「素泊まり料」であり、サービス料及び消費税を含みます。)のみです。それ以外の飲食料、通信料等は含みません。
有料のサービスを利用される場合は、全て自己負担となります。
- 5 一時避難中は、たとえ僅かな時間であっても、自宅に戻ることは止めてください。
なお、どうしても自宅に戻らなければならない用件がある場合は、必ず事前に下記警察署に相談してください。
- 6 宿泊施設の利用規約を守り、客室の備品等は丁寧に取扱ってください。
また、他の宿泊者の迷惑となるような行為は、厳に慎んでください。
- 7 その他、御不明な点があれば、下記警察署に連絡してください。

〇 〇 警 察 署
(電話〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇)
(担当〇〇課〇〇係)